

## 昇給制度の見直しについて（修正案）

### 1 趣 旨

職員の能力・業績の適切かつきめ細やかな昇給への反映という観点から昇給制度の見直しを行う。

### 2 改正内容

別紙「勤務成績に基づく昇給号給数及び付与率等」のとおり

### 3 実施時期

令和5年4月1日

## 勤務成績に基づく昇給号給数及び付与率等

## 【現行】

勤務成績の区分			最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	
号給数			6号給 (2号給)	5号給 (1号給)	4号給 (昇給なし)	3号給 (昇給なし)	2号給 (昇給なし)	1号給 (昇給なし)	昇給なし (昇給なし)	
監督職層	行政職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三)	付与率又は 区分該当職員	10%以内	30%以内から 「最上位」の職員 を除いた割合	95%以内から 「上位」以上の 職員を除いた割合	100%から 「中位」以上及び 「下位Ⅱ」以下の 職員を除いた割合	総合評定D	2年連続 総合評定D	公務に著しい支障を きたす職員	
		付与率の目安	10%	20%	65%	5%				
	行政職給料表(二) 医療職給料表(一) 教育職給料表	付与率又は 区分該当職員	10%以内	30%以内から 「最上位」の職員 を除いた割合	100%から 「上位」以上及び 「下位Ⅰ」以下の 職員を除いた割合	/		総合評定D	2年連続 総合評定D	公務に著しい支障を きたす職員
		付与率の目安	10%	20%	70%					
一般職層		付与率又は 区分該当職員	5%以内	30%以内から 「最上位」の職員 を除いた割合	100%から 「上位」以上及び 「下位Ⅰ」以下の 職員を除いた割合	/		総合評定D	2年連続 総合評定D	公務に著しい支障を きたす職員
		付与率の目安	5%	25%	70%					

## 【改正案】

勤務成績の区分			最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	下位Ⅲ	最下位	
号給数			6号給 (2号給)	5号給 (1号給)	4号給 (昇給なし)	3号給 (昇給なし)	2号給 (昇給なし)	1号給 (昇給なし)	昇給なし (昇給なし)	
監督職層	行政職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三)	付与率又は 区分該当職員	10%以内	30%以内から 「最上位」の職員 を除いた割合	95%以内から 「上位」以上の 職員を除いた割合	100%から 「中位」以上及び 「下位Ⅱ」以下の 職員を除いた割合	総合評定D	2年連続 総合評定D	<u>3年連続総合評定D</u> 又は 公務に著しい支障を きたす職員	
		付与率の目安	10%	20%	65%	5%				
	行政職給料表(二) 医療職給料表(一) 教育職給料表	付与率又は 区分該当職員	10%以内	30%以内から 「最上位」の職員 を除いた割合	100%から 「上位」以上及び 「下位Ⅰ」以下の 職員を除いた割合	/		総合評定D	2年連続 総合評定D	<u>3年連続総合評定D</u> 又は 公務に著しい支障を きたす職員
		付与率の目安	10%	20%	70%					
一般職層		付与率又は 区分該当職員	5%以内	30%以内から 「最上位」の職員 を除いた割合	100%から 「上位」以上及び 「下位Ⅰ」以下の 職員を除いた割合	/		総合評定D	2年連続 総合評定D	<u>3年連続総合評定D</u> 又は 公務に著しい支障を きたす職員
		付与率の目安	5%	25%	70%					

※ 括弧内の号給数は、前年度末年齢55歳（医療職給料表(一)適用職員の場合は、57歳）以上の職員に適用する。